

## 保護者の皆様へ

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。お陰様で、1学期も児童は元気に学校生活を送ることができました。

さて、学校では、令和4年4月1日に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨及び目的等を踏まえ、教職員による性暴力等を根絶するために、「学校内外において性暴力が許されないこと、教職員の言動で困ったことがあれば相談すること」について講話を行い、児童向けの相談窓口を知らせるとともに、相談シートを配布しました。

また、児童向けに、教職員が法の趣旨を踏まえたルールを守ることを伝える手紙も配布しました。本校においては、教職員が、指導上やむを得ず児童と一対一になる場合は、管理職に報告することとし、携帯電話やスマートフォンで個人的なやり取りを行わないよう指導しております。なお、不必要な身体接触も教職員として望ましくないものですが、保健室での対応や体育の授業、特別支援学級等において、児童の生命身体を守るための介助等は当然必要な指導と考えておりますので、ご安心ください。

ご家庭におきましても、お子様の声に耳を傾けたり、学校生活における出来事などについて話し合う機会をもったりする中で、何かお子様について心配なことがあれば、本日、東京都教育委員会及び小金井市教育委員会より配布された相談シートにてご案内させていただいた電話及びメール等で相談窓口をご利用ください。

令和4年7月20日

小金井市立南小学校  
校長 檀 原 延 和

